

議定

清韓親善の關係

朝鮮の利益を損ふ事なきを以て
韓韓の利益を損ふ事なきを以て

我々大島提督は改革案の實行

を拒絶せず日本は府の計畫端

なく先公の意に氣の毒なき所也

是れ我々の意を以て反論し遂に

認めしことなきを韓韓の後押し

露國の便と確信す

日本は府の意に清國の利益を

の法に依りてあるを朝鮮の外政

を以て干渉せざる是れ唯の清國

の利益を以ての直往の利益

第一

日本は直ちに清國に迫りて清韓

の關係を絶ち清國に迫りて我

は台を以てせよと云ふ事

第二

韓韓を以てして我々清國に迫りて

我々の關係を絶ちしむる事

第一第二の朝鮮を以て日本の味方

韓廷よりして之を清國に向テ函
達するの關係も絶たざる事

才二策に於て鮮を以て本の意味にして
清國も我端も用くもの其得失は
時局の理として與國も亦其福
少からしむる事非ず清國辦理
使にへる三回より自ら亦俄に
爲す此十九の年より生ずる
條に換りて之を以て初め
同條法海所々茲に朝鮮問題
之國を問答の極意を考して入馬

以下

西公使曰く朝鮮問題は之を以て願
而倒トナレリ此難局ヲ平和ニ理
ニ東洋ノ幸ナリ余ハ國ヨリ貴國
カ朝鮮ニ對スルノ好意ニ同感ヲ表
スル者ナリト雖其手段^ニハ飽クマテモ
積成スルコト能ハス

余は之へ白ク言ひ去し然ラシ余ハ
今其是非論を以テ欲セス聞説ク
清國ハ貴國ニ向テ仲裁ヲ依頼セリ
ト果シテ然ルヤ余ハ之ヲ聞テ怪訝
ニ思ヘス夫レ仲裁ナンモノハ二
國衝突スルカ或ハ我端ヲ用キタ
後ニ之ヲ生ズルモノニ非ス今夫レ
日清ノ間ニ如クナル衝突アリシカ
人未タ之ヲ知ラス只ハ後突ナキ
ノ事ナラス又未タ我端ヲ開カザ
ルヤラスヤ余ハ其仲裁ノ何者タ
ンヲ解スルニ苦ム

Home office

従事... 解
ニラスヤ余其仲裁ノ何者タルヲ解
スレニサガム

Home office

露公使曰ク仲裁ニアラスナリ只ニ調停
ヲ依頼セシタルノ三東邦ニ駐劄スル露國
公使ニ本國政府ヨリ皆同一の訓令ヲ受ケ
タリ余モ亦其方ヲ執ラントス

余之ニテ曰ク閣下ニ如何ナル調停ヲ為サ
ント欲スルカ

露公使曰ク可成日清ノ衝突ヲ避ケシ
メント欲スルナリ

余之ニテ曰ク其方は如何

露公使曰ク只ニ撥兵ニアランノニ是國カ兵力
ヲ以テ内政ノ改革ヲ強制スルハ大ニ韓廷ノ
怨恨ヲ買フノコトナラス又諸外廷ヲ輕
侮スル虞置キ置ス今夫レ是國カ漸次
日兵ヲ撥却スル方毎ヲ執ラ内外ノ心
大ニ和ラキ内政ノ改革其ノ容易ニ實ル
カレシラ得シ歟余惟ク是清國ニ於テモ開山
ノ兵ヲ撤却スルハ第一ニアザンヘシト雖是
レ止ムルハサナリ

余之ニテ曰ク閣下ニ内政ノ改革ヲ韓廷ニ
放任シテ其成功ヲ委テト信スルヤ余以
テ之ヲ信スル韓廷ニ微勸ミシテ内政ノ改革ヲ
約ス雖其要ハ到底期スヘカナリ東
ニ款頭ヲ特シテ曰ク今日是レ千載ノ機會ニシテ
清韓恒ニ本ノ關係ヲ絶タシムヘキナリ朝鮮
ハ素面ニ在ラニ獨立國ナリト雖其實未タ
清國ノ属邦タルヲ免カレス朝鮮ニシテ真ニ
獨立國タルニシテ欲セバ是國係ヲ絶タ
シムヘキナリ余レ現政府ト反對ノ地ニ立ツ

清國ノ底邦ナリト宛カレス朝鮮ヨシテ其
独立國タラシト欲セシハ此國係リ他々
ニムルニアルノコ余ハ現政府ト反對ノ地ニ立ツ
者ナリ故ニ本ハ府出兵ノミカ向リ知ラス
然レ余惟ツ其ハ兵ハ良社清國ハ兵ノ際
朝鮮ハ清國ノ底邦ナリト云ヘン通譯ニ其國
スルカ如シ且レ日本ノ輕侮シムル通譯ニ其
スレテ何ノ日本ハ飽クテモ朝鮮ノ独立ヲ
兼望ス故ニ日本ハ清國ヨシテ朝鮮ト從
テ本ハ關係ヲ絶チシテ朝鮮ハ清國ニアル
スト言ハシソスレハ止マサレハキナリ
露公使白ク若シ夫レ然ラハ日本ノ要求ハ良
者ナリト謂フハ清國如何リ斯ル要求ハ
兼望セシヤ他年各國モ以駐ニ於テ屬ク
清國ト事ヒレト雖一モ其志ヲハス者ナシ
余惟ツ清國カ朝鮮ニ向テ如何ニ口實ヲ
有テ難是レ我々亦カ國ニ於テ云ラス我
々ハ朝鮮ヲ認テ獨立國トシテ條約ヲ締結シ
タ者ナリ又何ノ若慮スルコトカ之有ラシ
今夫レ日本カ斯ル要求ヲ試ミ清國如何リ
其ハ忍ハシヤ且レ強端ヲ使カスモノト謂フ
ヘキニ日兵ハ精銳ナリ勝利ヲハシコト疑フ
ヘカラス然レ清國大國ナリ防我格テハ
決シテ難蕪スヘカラスサレトモ三四年ハ必
ス支ツルコトヲ得ル日本シテ然ラハ兩國ノ經費
極クキナシ又ハ貿易中少ク其ハ餘
の裕ハ弟國ノ損亡復タ想フヘキノコ而シ
テ朝鮮地位ハ如何ニシテハ然レハ防ソ
其ハ之國如何ニ其テ無謀ノ兵ヲ動かス
ヤ余惟ツ其國自的ヲ達スル他ニ道見

テ朝鮮地位は如何依テトシテは然ル所
其ハシ支國何の共テ無謀ノ兵ヲ動カス
ヤ余惟フニ支國自的ヲ違ハシ他ノ道
ノ後ス民ヲ韓廷ツテ内政ヲ改革シテ独
立國ノ面目ヲ保タシテ清國ツレテ手ヲ下
スニ要ス方ウシム是シテ多ク其ノ弟
ルコト

余又ハラウテ請フ試ミテ地ヲ更ヘテ之ヲ論
セシ君シ夫シ支國ミテ清國ヨリ朝鮮ニ
朝鮮ヨリテ清國トスルハ如何支國ハ
朝鮮ヲ以テ獨立國トスルハ如何
今夫シ斯レニ清國ヲ以テ論ル然ル
コトヤ余惟フニ支國モ亦其ノ兵
ヲ勅シテ手詰ノ談判ヲ開ク

今夫シ韓廷ツシテ公使清國ニ向テ兩國
事ノ關係ヲ絶タシシテ清國ハ必ク兵
ヲ以テ朝鮮ノ代ツヘシ此我ヤ實ニ獨立
ノ事ナリ日本不肖ナリト欲テ獨立軍
ヲ發シテ支國ハ他ノ條約國ハ朝
鮮ツシテ獨立國ト認定シテ今我
立邦ノ事ヲ以テ支國ハ必ク朝鮮ノ
トナリテ清國ト其ニ交ヘント信ス願
ク我ニ説ク聞クコトナリ

兩國公使トテ客アリト稱シ暫ク余
宥怒ヲ請フテ客室ニ去レリ

余ハ此ノ流石外交家ニテ其ノ才ハ

外交家ニ以テ自ら任セら者其ノ家
ハ此ノ方ハ其ノ才ハ其ノ才ハ其ノ才ハ
其ノ才ハ其ノ才ハ其ノ才ハ其ノ才ハ

其ノ才ハ其ノ才ハ其ノ才ハ其ノ才ハ

い返りからするも後す故に皆の約し毎に
解し去りし

條の書きたる年時及心下存する
ものもその間より一交ふは
今頃の中心より一交ふは
何れも又由る報せり

毎に書す

三十一日 弟に書す

書す

大隈伯閣下

馬書請一紙の存何事
徳島氏に書す
書す

京力口子信松方

私田正備

東京牛久早智田

大隈伯閣下

考親長

書留

